

① 廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ( )

別表十二(五) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

廃棄物最終処分場の所在地		1		翌	期首特定災害防止準備金の金額	20		
最終処分の期間		2	平 . . . 平 . . .		期 繰 入 額 の 計 算	当期最終処分災害防止費用を支出した場合の益金算入額	21	
当期積立額		3		同上以外の場合による益金算入額		22		
積立限度額の計	最終処分災害防止費用の見積額のうち当期に係る額	最終処分災害防止費用の見積額	4	越		計 (21) + (22)	23	
		$(4) \times \frac{\text{最終処分の期間の月数}}{\text{最終処分災害防止費用の見積額のうち当期に係る額}}$	5					
		当期の最終処分数量	6					
	信託財産の当期増加額	最終処分予定数量	7	額		当期積立額のうち損金算入額 (3) - (13)	24	
		$(4) \times \frac{(6)}{(7)}$	8			差引特定災害防止準備金の金額 (20) - (23) + (24)	25	
		当期末の廃棄物最終処分場に係る信託財産の額	9			累積限度超過額 (18)	26	
の計	前期末の廃棄物最終処分場に係る信託財産の額	10	算	期末特定災害防止準備金の金額 (25) - (26)		27		
	$(9) - (10)$	11		貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金		28		
積立限度超過額 (3) - (12)		13		貸借対照表の金額との差額の明細	差引 (28) - (27)	29		
累積限度超過額の計算	差引特定災害防止準備金の金額 (25)		14		当期	貸借対照表の取崩不足額 (23) - ((3) - ((28) - 前期の(28)))	30	
	累積限度額	最終処分災害防止費用の見積額 (4)	15		分	当期に生じた差額の合計額 (19) + (30)	31	
		廃棄物最終処分場に係る信託財産の額 (9)	16					
		累積限度額 (15)と(16)のうち少ない金額	17					
累積限度超過額 (14) - (17)		18	前期以前分		前期末における差額 (前期の(29))	32		
限度超過額合計 (13) + (18)		19						

## 別表十二（五）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項（一般廃棄物処分業の許可）、第14条第6項（産業廃棄物処分業の許可）若しくは第14条の4第6項（特別管理産業廃棄物処分業の許可）の許可を受けた者（以下「廃棄物処分業者」といいます。）が平成18年改正法附則第109条第5項（特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法第55条の6（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で廃棄物処分業者であるものが平成18年改正法附則第135条第5項（特定災害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法第68条の45（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「(4) ×  $\frac{\text{最終処分の期間の月数}}{5}$ 」の分子の空欄には、当期の月数を記載します。

なお、当期が廃棄物の最終処分を開始した日を含む事業年度又は連結事業年度である場合には、廃棄物の最終処分を開始した日から当期の末日までの期間の月数とし、当期が廃棄物の最終処分を終了した日を含む事業年度又は連結事業年度である場合には、当期の開始の日から廃棄物の最終処分を終了した日までの期間の月数を記載します。

3 「期首特定災害防止準備金の金額20」には、当期首現在の税務計算上の特定災害防止準備金の金額を記載します。